平成２５年（フ）第６６号
青森県十和田市西一番町13番29号　久野荘12号
債務者　佐々木弘美
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第６７号
青森県十和田市西一番町13番29号　久野荘12号
債務者　佐々木奈美子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第６９号
青森県上北郡おいらせ町住吉３丁目50番地28　槻舘２号
債務者　久田千鶴子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３１０号
神奈川県小田原市鴨宮846番地の８
債務者　柏木　由香
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１９３号
相模原市南区古淵１丁目28番１号　古淵コーポ206
債務者　齋藤　静香
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５７５号
堺市北区北花田町３丁37番地８　ステージ村田315号
債務者　小松　祐輔
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５８１号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地２棟409号
債務者　髙橋　　豪
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５８２号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地２棟409号
債務者　髙橋　圭恵
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５９６号
堺市南区原山台１丁５番２―802号、前住所堺市南区新檜尾台３丁３番９―209号
債務者　日下　　務
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５９９号
堺市南区桃山台１丁３番25―204号
債務者　山本　美之
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６１９号
大阪府河内長野市加賀田187番地の１
債務者　吉田藤太郎
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６２５号
堺市北区新金岡町４丁２番10―103号
債務者　松村　　真
法定代理人成年後見人　松村　　麻
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
群馬県邑楽郡千代田町大字舞木205番地の１―１　グランソレイユＣ101、前住所茨城県ひたちなか市釈迦町13番６号　Ｙ・ソナタⅡ103号
債務者　小西　和子（旧姓箕輪）
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２９０号
神奈川県平塚市公所363番地の２、前住所神奈川県平塚市上吉沢1213番地の１
債務者　井上あけみ
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３３２号
神奈川県小田原市**蓮**正寺470番地の194、前住所神奈川県川崎市高津区野川3864番地１　榊原グリーンコーポＢ
債務者　大城　佳子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９８号
富山県小矢部市西中野680番地
債務者　尾山ちづ子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２５号
静岡県掛川市岩滑3376番地の１
債務者　沖　　佳英
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係